

第3回農業特定技能協議会運営委員会

議事次第

日時：令和元年9月5日（木）10:30～11:30
場所：農林水産省本館5階 経営局第2会議室

開 会

1 特定技能外国人の受入れ状況について

出入国在留管理庁 在留管理課 調整官 伊藤 純史 氏

2 農業現場での外国人材の動向について

全国農業協同組合中央会 営農担い手支援課長 中村 義則 氏

公益社団法人 日本農業法人協会 参事 中澤 秀樹 氏

一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部長 砂田 嘉彦 氏

3 今後の取組について

農林水産省 経営局 就農・女性課 経営専門官 高嶋 政幸

厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐 吉村 亮 氏

4 その他

閉 会

第3回「農業特定技能協議会運営委員会」出席者名簿

(順不同・敬称略)

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 調整官	伊藤 純史
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 課長補佐	柴田 延明
外務省 領事局 外国人課 課長補佐	箕輪 智徳
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐	吉村 亮

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 課長	佐藤 紳
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 課長	伏見 啓二
農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	横田 美香

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 顧問	笠原 節夫
公益社団法人 日本農業法人協会 参事	中澤 秀樹
公益社団法人 日本農業法人協会 事務局長	山中 邦夫
全国農業協同組合中央会 JA 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長	中村 義則
全国農業協同組合中央会 JA 営農・くらし支援部 営農担い手支援課	石黒 もも子
全国農業協同組合中央会 JA 営農・くらし支援部 営農担い手支援課	湯山 珠莉
一般社団法人 全国農業会議所 農政・経営対策部 部長	砂田 嘉彦
一般社団法人 全国農業会議所 主事	青木 昂平
一般社団法人 全国農業会議所 相談員	八山 政治
一般社団法人 全国農業会議所 専門員	宍戸 裕一

*括弧はバックシートで出席

特定技能制度全体の運用状況



特定技能外国人の許可状況等について(令和元年8月16日現在:速報値)

① 登録支援機関登録	登録	1, 7 1 2 件
② 在留資格認定証明書交付	交付	7 3 件
③ 在留資格変更許可	許可	4 1 件
④ 特例措置としての「特定活動」	許可	6 1 4 件 (未交付を含む)

特定技能試験等の実施状況について

実施状況(4月～7月)

	実施場所	受験者数・合格者数
介護分野(技能・日本語) (4月, 5月, 6月, 7月実施)	フィリピン	(技能試験) 受験者数:854人, 合格者数:391人 (日本語試験) 受験者数:851人, 合格者数:358人
宿泊分野(技能) (4月実施)	日本国内	受験者数:391人, 合格者数:280人
外食業分野(技能) (4月, 6月実施)	日本国内	受験者数:1, 824人, 合格者数:1, 331人
国際交流基金日本語基礎テスト (4月, 5月, 6月実施)	フィリピン	受験者数:327人, 合格者数:129人

※8月は、国際交流基金日本語基礎テスト、介護分野の技能・日本語試験を実施。

今後の実施予定

○ 国外試験

- ・国際交流基金日本語基礎テスト
フィリピン:9月, 10月, 11月
カンボジア:10月
ミャンマー:10月, 11月
ネパール:10月, 11月
モンゴル:11月
- ・介護分野の技能試験・日本語試験
フィリピン:9月, 10月, 11月
カンボジア:9月, 10月
ミャンマー:10月, 11月
ネパール:10月, 11月
モンゴル:11月
- ・外食業分野の技能試験
フィリピン:11月以降
ミャンマー:2020年1月以降
- ・他の分野についても、本年度中に実施予定

○ 国内試験

- ・ビルクリーニング分野の技能試験:11月～12月
- ・外食業分野の技能試験:9月, 11月, 2020年2月
- ・他の分野についても、一部の分野を除いて、本年度中に実施予定

※各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。

二国間取決めのポイント

○ 情報共有

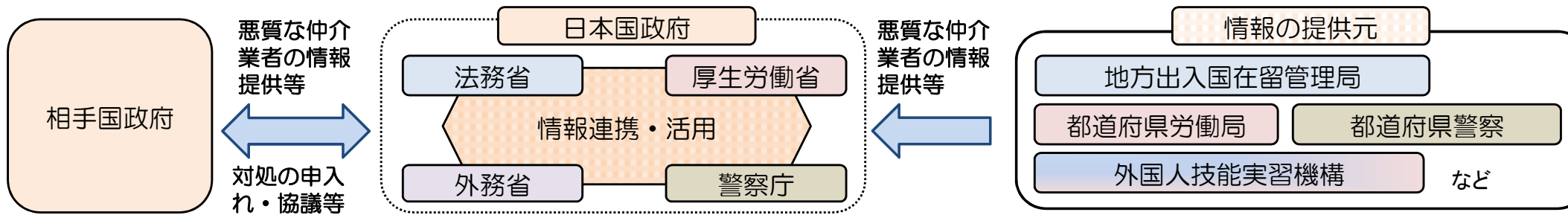
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。
この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等

○ 問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況

(令和元年7月1日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国)

署名済み：**フィリピン** (3/19), **カンボジア** (3/25), **ネパール** (3/25), **ミャンマー** (3/28)
モンゴル (4/17), **スリランカ** (6/19), **インドネシア** (6/25), **ベトナム** (7/1 文書交換)

令和元年 9 月 5 日

新たな在留資格「特定技能」制度の開始に向けた意向調査結果等

全国農業協同組合中央会
営農くらし支援部

I. 調査結果

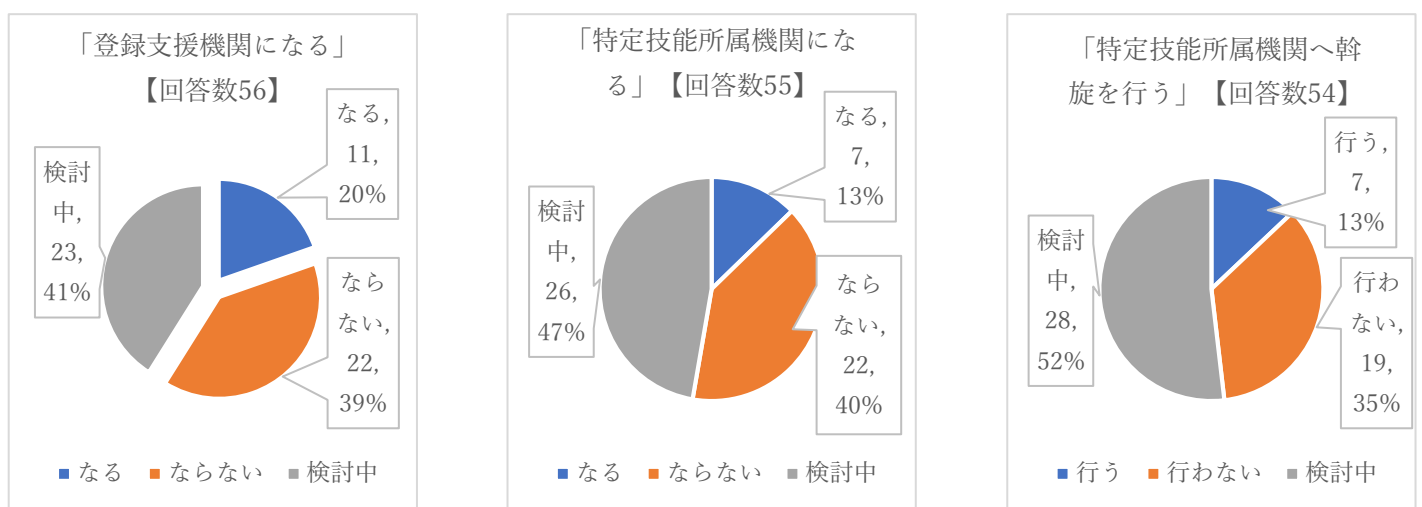
監理団体・実習実施者となっている JA 等に対し、下記の通りアンケートを実施した。結果は以下のとおり。

調査の目的	①監理団体・実習実施者である会員 JA 等の意向調査 ②技能実習 2 号をまもなく修了する実習生の意向調査
調査期間	令和元年 6 月 15 日～7 月 31 日
調査結果	①57JA・4 都道府県中央会・2 子会社 ②特定技能 2 号修了予定者 247 名

調査 1：監理団体・実習実施者である会員 JA 等の意向

調査対象の 57JA のうち、登録支援機関になる方向と回答した JA が 11JA(20%)、特定技能所属機関（派遣形態含む）になる方向と回答した JA が 7 JA(13%)であった。半数弱の JA は「検討中」と回答している。

検討中の JA においては、制度の運用状況、技能実習生の意向、必要な労働力の程度などの情報を収集し、対応方向を検討していくものと思われる。

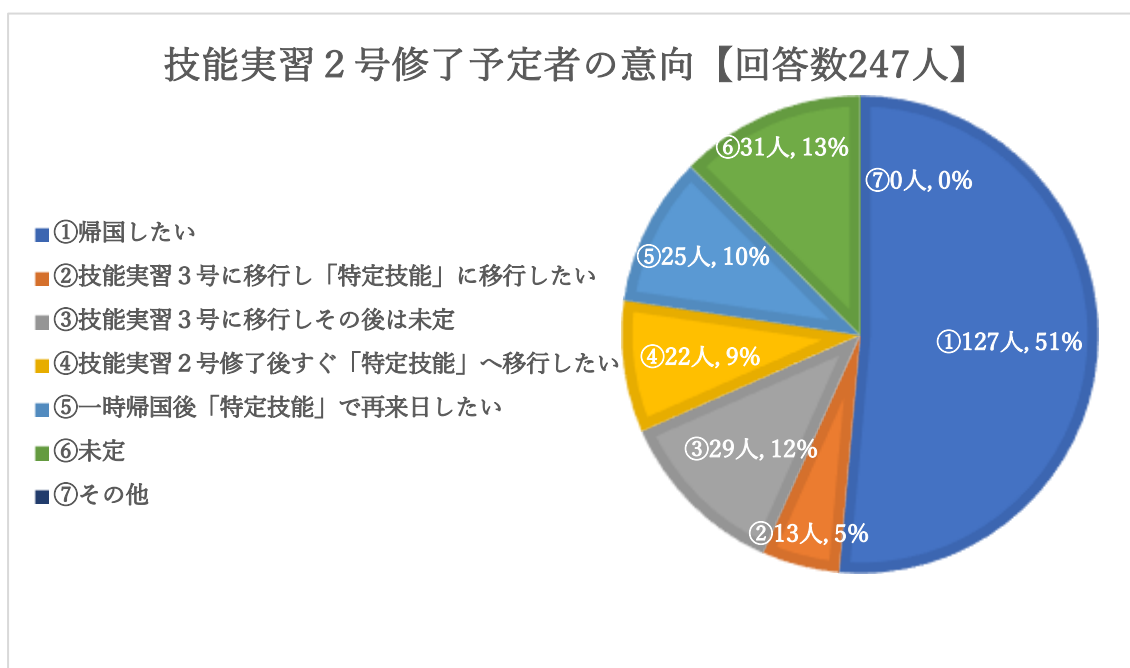


※ 3 JA・1 中央会は既に登録支援機関に登録済み。(2019 年 8 月 24 日現在)

調査 2：技能実習 2 号をまもなく修了する実習生の意向

技能実習生については、「特定技能に移行したい」との回答が計 24%であった（「② 3 号への移行後」「④ 2 号修了後すぐ」、「再来日」）。

また、特定技能への移行について「未定」との回答は計 25%であった（「③ 3 号への移行後未定」「⑥何も）未定」）。



以上

令和元年9月5日
公益社団法人日本農業法人協会

特定技能に関する現場の状況について

1. 外国人技能実習生の特定技能への移行について

(1) 日本農業法人協会として監理している実習生の状況（8／26時点）

ア. 実習実施者（受入企業） 67社

イ. 実習生 317名

① 1号 115名

② 2号1年目 102名

③ 2号2年目 79名

④ 3号 21名

(2) 2号2年目の状況

ア. 3号への移行希望

概ね3割程度の実習生が当該実習先での3号技能実習に移行する予定である。実習実施者からの要望や実習生自身の希望を定期巡回時に確認し、都度、手続きを進めている。

イ. 3号移行手続き

手続きには期間を要するため、概ね、実習修了日の半年前に3号移行意志を確定している。半数程度は1ヶ月強の一時帰国後に3号技能実習を開始し、残り数か月帰国した後に3号技能実習を開始している。

(3) 3号移行

ア. 実習生の動機

比較的若年層の実習生は、帰国しても直ちに技能移転する当てもなく、同一実習先での熟達を望んでいる。

イ. 実習実施者の動機

技能移転を行う立場として、3年間に渡り技能を習得した実習生がある程度居た方が現場の実習を効率的に行うことが出来るため、3号実習生を望む声は多い。

(4) 特定技能への移行状況

ア. 受入企業（実習実施者→特定技能所属機関）

現時点で特定技能への移行を望んでいる受入企業は3社となっている。その内、1社は出入国在留管理局へ在留資格認定交付申請書を提出した。

イ. 実習生

(3)ア. で3号を希望する実習生は、継続した雇用であり、3号技能実習・1号特定技能に対する能動的な選択は考えていないと思われる。

（５）特定技能に関する展望

ア．雇用ニーズ

３年間技能実習を修了した外国人材は、１号技能実習生と比較すると日本語や仕事の手順に関する知見が深いため、受入企業の雇用意欲は高い。３号技能実習の場合には優良要件（実習実施者・監理団体）が必要であるが、１号特定技能の場合、分野別要件のみである。

イ．特定技能導入に関するボトルネック

受入企業としては、在留資格認定（変更）証明書交付申請等、雇用に至るまでの手続き等に関する理解が醸成されていない。技能実習生制度と比較し、諸手続きの実施者に関する選択の幅が大きい分、能動的に行動できていないと思われる。

技能実習制度では、監理団体に求人を行えば①面接②申請手続き③講習④配属⑤定期巡回までが全て整うが、特定技能の場合、上記過程（①～⑤）について、受入企業自らが全てを行うのか、もしくは一部や可能な範囲で全てを登録支援機関や行政書士に依頼するのかが選択する必要がある。また、依頼する場合にも、どの登録支援機関に依頼すれば良いか、さらに費用の相場感が無く、依頼することが躊躇されている。

ウ．特定技能の普及

上記のとおり、普及にあたりボトルネックはあるものの、雇用ニーズは高いため、数年後には現在の技能実習生と同規模に成ると推定される。

２．特定技能の取組みにあたって

（１）要望事項

ア．支援責任者および支援担当者の選任

自社（特定技能所属機関）で完結させる場合、支援責任者・担当者を選任する必要があるが、技能実習制度の技能実習責任者等で選任される人材（代表者、農場長等）は認められず、直接現場業務に係らない人材とされている。ある程度の経営規模で総務部門が独自に存在していれば選任可能であるが、大半の農業者は代表者の配偶者（取締役）等が総務部門を担っている事が多いため、取締役であっても当該者を選任できるようにして欲しい。

イ．旧制度で帰国済み実習生に対する試験免除（運用の拡大）

旧制度・帰国済み実習生で、他の受入企業で実習を行っていた場合、優良に実習を修了したという証明書「参考様式第１－２号 技能実習生に関する評価調書」が要件となっているが、当時の監理団体もしくは受入企業が廃業等により評価調書の作成が困難な場合がある。この評価調書は、当該外国人材の欠勤日数等、業務に対する姿勢に関し当時の関係者が証明したという表面的なもので

あり、そもそも当該外国人材が自社にとって有用か、技能を有しているかを判断するのは受入企業である。当該外国人材が本邦において特定の期間（３年間）技能実習を行っていた履歴は出入国在留管理局で確認できるものであり、試験免除に必要な大半の要件は満たしていると考えられる。従って、評価調書の入手が困難な場合には、当該外国人材の雇用機会を奪わないためにも、経過措置を施して欲しい。

※経過措置の例 ６ヶ月限定の在留資格を付与し、特定技能所属機関が雇用を通じて、当該外国人材が必要な技能を有しているという報告書を提出するなど。

ウ．年金の脱退一時金について

年金の脱退一時金の支給額計算について、現状は３６ヵ月が最長期間（３７ヵ月以上納付しても３６ヵ月分の金額しか支給されない）となっているが、特定技能の場合、最長５年間の就労が可能となるため、６０ヵ月へ延長して頂きたい。

（２）留意事項

ア．不当行為

会員等農業者からの情報によれば、特定技能制度がスタートしてから登録支援機関を語る団体からの外国人雇用に関する営業が増えてきた。中には特定技能の在留資格でない外国人材を紹介された事例もあると聞く。

イ．失踪対策

外国人本人に失踪理由が有る場合、本国にも帰国できないようにするなど、安易に失踪出来ないような制約を設ける必要があると考える。捕まったら国に帰るだけ、捕まるまで稼ごうという唆しに乗らないようにする対策が必要ではと考える。また、失踪手引きの多くは同友人によるフェイスブック内コミュニティと聞くため、ここのモニタリグにより未然防止策を講じるべき。

以 上

試験実施スケジュール（予定）

- ・2019年度は、下表のスケジュールにてCBT形式（コンピュータ・ベースト・テスト）で耕種農業全般と畜産農業全般の試験実施を計画。
- ・9月下旬以降、試験公式ウェブサイトを立ち上げ、試験実施情報と学習用テキストを各国語で公開予定。

1 国外試験

- ・フィリピン
マニラ、セブ、ダバオの3都市において、
2019年10月初旬 受験申込開始
2019年10月下旬～2020年3月中旬 試験実施
- ・その他の国（カンボジア、ミャンマー、ベトナム、インドネシア、中国、タイ）
試験実施環境の整った国から順次実施

2 国内試験

- ・全国47都道府県（約120都市）において
2020年2月～3月中旬 試験実施
（受験申込開始時期は検討中）

※CBTは特定の試験日を定めるものではないため、実施期間中は随時受験が可能

事務連絡
令和元年9月5日

全国農業協同組合中央会
(一社) 全国農業会議所
(公社) 日本農業法人協会 } 宛

農林水産省経営局就農・女性課
(雇用・労働G)

特定技能に関する農業者向けパンフレット等を活用した周知等の推進について

新たな在留資格である「特定技能」については、全国及び都道府県段階の説明会の開催、業界団体や地方自治体等の会議での説明等に加え、農業者の皆様に制度をより理解してもらうべく令和元年6月に農業者向けのパンフレットを作成し、当省ホームページへ掲載するとともに説明会等での配布に努め、制度の周知を進めてきたところです。

今後、農業現場のニーズに応じた特定技能外国人材の円滑な受入れを進めていくためには、制度の内容や外国人材の雇用に至るまでの手続等の周知を更に進めることが重要です。

つきましては、本制度の周知をより推進するために、農業者向けのパンフレット等を活用した制度の周知や説明会等での配布、関係機関のホームページへの情報掲載、技能試験の実施情報の提供等の取組に御協力いただきますようお願いいたします。また、貴管下関係機関・団体等に対しましても、当該パンフレット等の活用について周知方よろしくお願いいたします。

【担当】

農林水産省経営局就農・女性課

所在地：〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL：03-6744-2162（直通）

担当：高嶋<masayuki_takashim930@maff.go.jp>

越後谷<nozomi_echigoya960@maff.go.jp>

四季<takuma_shiki720@maff.go.jp>

(参考：周知の進め方)

1 会議や研修会等での周知

- ① 全国農業会議所、日本農業法人協会、J A全中が主催する会議、研修会等での配布・説明
- ② 都道府県農業会議、都道府県の農業法人協会、J A都道府県中央会が主催する会議・研修会等での配布・説明 等

(周知の対象者に応じ、以下の資料等から配布)

<特定技能に関する農業者向けパンフレット>

「農業者の皆様へ 特定技能外国人の受入が始まりました！～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-27.pdf>

<農業分野における特定技能制度の概要>

「農業分野における新たな外国人材の受入れについて」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-30.pdf>

<農業分野における特定技能制度のQ & A>

「新たな外国人材受入れ制度に関するQ & A（農業）」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-24.pdf>

<制度全般の資料、申請手続等に関する資料>

法務省「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（在留資格「特定技能」の創設等）」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

2 ホームページにおける情報の掲載

各団体のホームページ

※ 農林水産省及び法務省のホームページへのリンクで可

3 技能試験に関する情報の周知

技能試験の実施情報を全国農業会議所のウェブサイトにて提供するとともに、その内容を速やかに、協議会構成員管下の関係機関・団体等に周知（都道府県農業会議、都道府県の農業法人協会、J A都道府県中央会）。

地方農政局等における取組

1 会議や研修会等での周知

地方農政局等又は都道府県が主催する会議、研修会等での配布、説明 等

(周知の対象者に応じ、以下の資料等から配布)

<特定技能に関する農業者向けパンフレット>

「農業者の皆様へ 特定技能外国人の受入が始まりました！～受入れにあたって押さえるべきポイントとは～」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-27.pdf>

<農業分野における特定技能制度の概要>

「農業分野における新たな外国人材の受入れについて」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/new-30.pdf>

<農業分野における特定技能制度のQ&A>

「新たな外国人材受入れ制度に関するQ&A（農業）」

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-24.pdf>

<制度全般の資料、申請手続等に関する資料>

法務省「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（在留資格「特定技能」の創設等）」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

2 ホームページにおける情報の掲載

地域協議会の構成員である都道府県農業関係部局のホームページへの掲載を依頼

※ 農林水産省及び法務省のホームページへのリンクで可

3 技能試験に関する情報の周知

技能試験の実施情報を全国農業会議所のウェブサイトにて提供するとともに、その内容を速やかに、都道府県、市町村等に周知。